

令和6年度第7回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月28日（月）午後1時30分から2時09分まで
2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室
3. 出席委員（13人）

会長	12番	丸谷	浩二
会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	1番	川端	伸造
	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	6番	松井	成樹
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	9番	谷川	聡志
	10番	長谷川	太佑
	13番	北	廣見
	14番	朝倉	雪
4. 欠席委員（1人）

	11番	林	恵子
--	-----	---	----
5. 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 会長挨拶
 - 第3 業務報告
 - 第4 議事録署名人の指名
 - 第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地転用事業計画の変更申請について
 - 議案第4号 現況証明願について
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
 - 議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
 - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第6 その他

- (1) 11月の農業委員会定例総会開催予定について
- (2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長： 皆様、お疲れさまでございます。定刻より少し早いんですけども、今日予定されている方、皆さんお越しになっておられますので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

それでは、定例総会の開会に当たりまして、丸谷会長からご挨拶いただきたいと思っております。お願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況についてご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は20名でございます。なお、11番林委員、推進委員の南坂委員、深川委員、堀川委員から欠席の届出がございます。また、北田委員から遅刻の届出もございます。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議 長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、4番糠山委員、5番館委員にお願いしたいと思います。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページをご覧ください。

今回、1件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は自由ヶ丘二丁目にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は坂井市三国町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は赤尾地系の田1筆で、合計面積は4,349㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われまます。

以上で説明を終わります。

議 長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。番号1番につきまして、10番長谷川委員、お願いいたします。

10 番： この圃場はブドウワインで、もう栽培が入ってしまして、このまま農業を続けていくということで、何の問題もなく許可させていただきました。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地転用事業計画の変更申請について

議長： 続きまして、議案第2号と議案第3号は、いずれも〇〇〇〇が行う山砂採取事業に関連がありますので、一括して議題といたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」と議案第3号「農地転用事業計画の変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」と議案第3号「農地転用事業計画の変更申請について」、ご説明させていただきます。これらは関連する案件ですので、併せて説明させていただきます。

まず、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。4ページをご覧ください。

番号1番から5番につきましては、貸付人は福岡県福津市にお住まいの〇〇〇〇さん、ほか4名。借受人は坂井市春江町の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては、北潟地係、ほか5筆で、登記地目は田、面積は合計1,379.54㎡でございます。用途につきましては、山砂採取に利用する仮設道路のための一時転用でございます。事由につきましては、借受人は土木事業を営む事業者の組合であり、今回申請地に賃借権を設定し、仮設道路を設置したいとのごことでございます。権利の種類は賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては、農振農用地でございます。農振農用地につきましては、原則転用ができませんとなっておりますが、一時転用ということで例外的に転用が可能と判断されるものでございます。場所につきましては6ページ、計画図につきましては7ページをご覧ください。

続きまして、議案第3号「農地転用事業計画の変更申請について」、ご説明させていただきます。8ページをご覧ください。

こちら、申請者は坂井市春江町の〇〇〇〇でございます。申請地は、議案第2号で説明しました6筆に、山砂採取を行っている農地と仮設道路の一部として利用されています農地の2筆を加え計8筆、面積は7,506.54㎡となります。これら追加の2筆は、第1種農地に該当します。事業計画変更の事由としましては、令和3年11月25日付けで、一時転用の許可を得ている申請地について、令和6年11月24日で許可期間が終了するところ、引き続き山砂採取を行う必要が生じたため、令和9年11月24日まで転用期間の延長を行いたいというものです。農振農用地での一時転用は、国の要綱上、原則3年間しか認められていませんが、やむを得ないと判断された場合には再度農地転用の許可申請を行うことができます。

12ページをご覧ください。こちらは、今回の許可申請がやむを得ないものか検討するに当たり作成しました資料になります。2番の各判断要件の検討結果にそれぞれ要件と検討結果を記載しておりますのでご確認ください。周辺農地の営農条件等や農業振興地域整備計画への支障はないと考えておりまして、代替地となる土地も

ない状況となっております。再度申請する理由としましては、1月に発生した能登半島地震により、被害を受けた加賀市柴山潟の復旧工事を北陸農政局が行っており、その工事に使用する山砂の調達箇所として選ばれていることや、福井市で行われている二枚田風力発電事業、キセキ関西中部北陸支社が製造している培土の原材料として使用されていることから、引き続き山砂採取を行うことはやむを得ないものと考えております。

また、本来ですと農地法5条の手続は、原則一度農地に復元してから再度申請を行うこととなっておりますが、能登半島地震の復旧工事に使用するため、復元なしでの申請となっております。今回の許可期間満了後には遅滞なく復元する計画となっております。誓約書も提出されております。

なお、山砂の採取を行っている土地の所有者である〇〇〇〇さんは、一時転用期間終了後、11ページにあります縦断図のように元の高さまで戻さず、ほかの下の農道と同じ高さまで掘り下げた形でキャベツ等を栽培していくとの計画になっております。場所につきましては9ページ、計画図につきましては10ページから11ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。番号1番から5番につきまして、10番長谷川委員、お願いいたします。

10 番： 事務局、説明どおり、何の問題はないかと思われれます。
以上です。

議 長： 次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、14番朝倉委員に調査結果の報告をお願いいたします。

14 番： 今日、午前中、藤野職務代理者と川端委員、それから、事務局と私で現地へ行ってきました。で、事務局の説明どおり、問題はないと思います。

議 長： ありがとうございます。
それでは、これらの案件につきまして、ご質問はありませんか。

2 番： 午前中見てきたわけですけども、これ、斜めに道路、造ってありました。で、この道路以外の部分は、これ、耕作をされてるということでしょうかね。

事 務 局： ここの田んぼですけども、令和3年度以前から管理保全の状態になっていまし

て、もともと令和3年度の時点で耕作されていなかったのかなと思います。

2 番： 売買はされていない。

事務局： はい。今も入ってなかったと思います。

2 番： 今は誰が管理しているのか。

事務局： 恐らく地権者の方が管理はしているかなと思います。

議長： ほかにご質問はありませんか。

5 番： 12ページですけども、④で再度一時転用許可が必要な理由ということで、3年間で終わらなかった正当な理由はあるかという要件に対して、柴山潟とか二枚田幹線のやつは、工期が二枚田幹線は令和8年9月までとなっているということで了解はできるんですけども、キセキの培土の原材料に使用するというのは、これはこの正当な理由になるんかどうかちょっと疑問が発生すると思うんですけど、ここら辺はどうなってますかね。

事務局： 農業に使う培土ということで、地元農業に貢献できるようなものであるということであれば、一応できる可能性はあるかなと考えています。

5 番： 培土の原材料にするということは、かなり将来的にわたってずっと継続するというような意味に受け取れると思うんですけども、3年間で終わらなかった正当な理由というのに本当になるのかなという、ちょっと気がしますが。

事務局： 一応キセキからは、できれば令和9年度まで土の納品というか、そういったものをしてほしいということで、〇〇〇〇のほうにお願いは来てるみたいです、その聞き取りした結果です。

5 番： それと、柴山潟の災害復旧工事に北潟の土砂を使うってことなんですが、石川県内での調達が困難であるということ書かれてるんですけども、これ、県同士で何か話ができただんですか。

事務局： こちら、北陸農政局がこの事業を発注というか、入札するに当たってつくった仕様書を見たんですけども、そこに、石川県内はもう調達が困難なため、福井県あ

わら市、近場で調達するということで記載されてまして、それを基にこちら、資料をつくっております。

議長： よろしいですか。ほかにご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」と、議案第3号「農地転用事業計画の変更申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第4号 現況証明願について

議長： 次に、議案第4号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第4号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。13ページをご覧ください。

今回、案件としては3件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は大溝二丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、花乃杜一丁目地係で、面積は122㎡、登記地目は田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和47年頃まで農地として利用されていましたが、同年に物置を建築、昭和52年頃に増築し、以後宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。申請地の位置図、付近図は14ページになります。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、市姫五丁目地係で、面積は485㎡、登記地目は田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和45年頃までは農地として利用されていましたが、同年に作業場を建築し、以後宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。申請地の位置図、付近図は15ページになります。

続きまして、番号3番につきましては、申請人は大阪府にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、北潟地係の2筆で、面積は合計426㎡でございます。いずれの土地も登記地目は田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和49年頃まで農地として利用されていましたが、同年にそれぞれの土地に賃借権が設定され、住宅が建築されました。その後、宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでござい

す。申請地の位置図、付近図は16ページになります。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明に移ります。番号1番と2番につきまして、5番館委員、お願いいたします。

5番： 申請事由にありますように、昭和47年とか45年までは農地として使われていたけれども、実際は、それ以降は建物が建ってるということで、現況証明願について、田から非農地は問題ないというふうに考えました。

以上です。

議長： ありがとうございます。

次に、番号3番につきまして、10番長谷川委員、お願いいたします。

10番： 事務局の説明どおり、昭和49年ということになってたんですが、変更ということで連絡いただいて承諾させていただきました。

議長： ありがとうございます。

次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、14番朝倉委員に調査結果の報告をお願いいたします。

14番： 1番、2番、3番とも事務局の説明どおりです。

議長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ご質問がありませんので、採決に入ります。議案第4号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計

画について」をご説明いたします。あわら市農用地利用集積計画の10月分があわら市から提出されたので、その決定を求めます。

18ページにお進みください。前回までの農用地利用集積計画は、資料が2枚にわたってつくられていましたが、今回より1ページにまとめております。公告予定日につきましては令和6年10月31日木曜日でございます。2番の利用権設定の借手は2人、貸手は2人でございます。利用権設定面積は、賃借権が2筆、5,469㎡、うち再設定が、下の期間別内訳の表のグレー色に色分けされました部分で2筆、5,469㎡でございます。期間別内訳は、3年の畑が1筆、4,161㎡、10年の畑が1筆、1,308㎡でございます。

次に、資料の4番、利用権移転です。利用権移転とは耕作者が変更になったものです。借手は1人、貸手は1人でございます。利用権移転の面積は、賃借権が、畑が1筆、1,861㎡でございます。

7番の表の集落別内訳につきましては、波松の畑が1筆、城の畑が1筆、北潟の畑が1筆でございます。

19ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。1番につきましては、借受人は波松にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑1筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定で、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年11月1日から令和16年10月31日までの10年でございます。再設定でございます。

2番につきましては、借受人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。城の畑1筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年11月1日から令和9年10月31日までの3年でございます。

3番につきましては、利用権の移転でございます。借受人は〇〇〇〇さんで、北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年11月1日から令和10年12月31日までの4年でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

5 番： 19ページですけども、2番の貸付けが〇〇〇〇ってなってますけども、しかも、その会社は勝山市にあるということですが、もともとは〇〇〇〇が北潟の方から土地を買ったか何かして、それをまた又貸するという形になるのかなと思うんです

けど、そこら辺は何も問題ないんですか。

事務局： こちらの貸し付ける農地のほうは、〇〇〇〇さんが所有している土地です。

5 番： じゃ、所有権は移っているんですか。

事務局： はい。〇〇〇〇さんが所有権を持たれております。

議長： よろしいですか。ほかにご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長： 次に、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」をご説明いたします。21ページをご覧ください。

こちらの21ページは、11月利用権分の農地中間管理事業の満期による更新と新規の一覧です。

1番につきましては、河間の田178筆で、利用権を設定する者は44名です。転貸先(受け手)は、〇〇〇〇でございます。契約の更新でございます。

2番につきましては、堀江十楽の田5筆でございます。利用権を設定する者は1名で、転貸先(受け手)は〇〇〇〇で、新規設定でございます。

22ページにお進みください。178筆と非常に筆数が多いですが、28ページまでが、河間の田178筆の利用権設定の土地の詳細を表した一覧です。利用目的は水稻で、賃借権の設定、賃借料は10アール当たり2万円でございます。

続けて、29ページにお進みください。堀江十楽の田5筆の利用権設定の土地の詳細を表した一覧です。利用目的は水稻で、賃借権の設定、賃借料は10アール当たり1万6,500円でございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、意見なしと決定することといたします。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」をご説明いたします。30ページにお進みください。この農地法第3条の3の規定による届出は、許可要件が必要でない所有権などの移転の報告です。

今回、10件の届出がございました。

8番以外は、相続による所有権の移転でございます。8番は持分放棄による所有権の移転でございます。

1番の届出につきましては、伊井の田畑6筆でございます。権利取得者は伊井にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年4月3日でございます。

2番の届出につきましては、河原井手の田畑2筆、池口の田畑2筆でございます。権利取得者は河原井手にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和4年9月25日でございます。

3番の届出につきましては、波松の田畑7筆、番堂野の畑1筆でございます。権利取得者は波松にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年9月10日でございます。

31ページにお進みください。4番の届出につきましては、矢地の田畑21筆でございます。権利取得者は矢地にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年3月25日でございます。

5番の届出につきましては、清滝の田1筆、鎌谷の田10筆、柵の畑4筆でございます。権利取得者は鎌谷にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年7月29日でございます。

6番の届出につきましては、上番の田畑4筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和4年9月26日でございます。

33ページにお進みください。7番の届出につきましては、中浜の田1筆ござい

ます。権利取得者は中浜にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は平成17年2月1日でございます。

8番の届出につきましては、細呂木の田畑5筆でございます。権利取得者は細呂木にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年9月14日でございます。

9番の届出につきましては、北潟の畑1筆でございます。権利取得者は自由ヶ丘にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は平成17年3月12日でございます。

10番の届出につきましては、東善寺の田畑5筆でございます。権利取得者は東善寺にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和3年9月23日でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議 長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。34ページをご覧ください。

今回、1件の届出がございました。

1番につきましては、赤尾の畑1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。所有権の移転のための解約でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 次に、その他の(1)「11月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 11月定例総会につきまして、11月26日火曜日午後1時半から開催いたしたいと思います。

議 長： ただいま事務局から、11月の定例総会につきましては、11月26日火曜日午後1時30分からという説明がありました。このことについて、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、事務局説明のとおり、11月の定例総会は11月26日火曜日午後1時半から開催することといたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他の(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議 長： ただいま研修の話がありました。何かご意見、お聞きしたいことありましたら受けたいと思います。

事務局： 今ちょっと伝え忘れたんですけども、今、出欠を取らせていただきまして、その人数で先方と、あと、宿泊先とを選定してございます。既に予約等を入れておりますので、もし、万が一やはり出席できないとかいう場合は、至急ご連絡を事務局までいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長： よろしいでしょうか。お聞きしたいことはありませんか。

5 番： ちょっと確認なんですけども、表の6番の負担金で、交通費及び宿泊費を除いた飲食代等と書いてありますけど、ということは、1日目の昼食とか2日目の昼食は個人負担になるということですか。

事務局： はい。初日と2日目に昼食が予定されていると思うんですけども、こちらについては自己負担ということをお願いいたします。

議 長： ほかによろしいでしょうか。

5 番： ということは、泊まるホテルの食事代も個人負担。

事務局： 宿泊費として、市からは1万2,000円が旅費として支出するということになっていきます。今、旅館のほうでは1泊2食つきで予約を入れておりまして、その価格が、今、旅行会社から聞いているのは1万5,500円というふうに伺っておりますので、1万2,000円を除いた3,500円ほどと、2回の昼食代が自己負担となる見込みでございます。

す。

議 長： ほかによろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

では、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうから、今度30日、農業委員会大会がございます。自治会館だと思ひんですけれども、これ、自分で行けて言つてたよね、この間。

事 務 局： はい。農業会議のほうからは、十分に駐車場は確保させていただくというふうに聞いておりますので、参加される皆様におかれましては、ちょっと福井ですので、福井のまちなかになりますのでちょっと遠方にはなりますけれども、とめるところがないということだけはありませんので、すみませんけれどもよろしくお願ひいたします。

事 務 局： そのほかに、皆さんのほうからご意見ありましたら、受けたいと思ひます。

(質問、意見なし)

ないようですので、その他の(2)を終わりたいと思ひます。

せつかくの機会でございます。全般にわたりまして、ご意見等々ありましたら受けたいと思ひます。

(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議 長： ないようですので、今日はこの辺で閉じたいと思ひます。どうもありがとうございました。

令和6年10月28日

議 長

委 員

委 員